

京都市告示第/39号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都シティ開発株式会社を京都市公金収納受託者とし、京都市山科駅前駐車場の駐車料金の徴収及び収納事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

(建設局都市整備部拠点整備課)